

# 平成 31 年 宜野湾市教育委員会第 1 回会議録

教育長 知念春美

教育委員 石川正信

開催日時：平成 31 年 1 月 21 日 開会 13：30 閉会 15：15

開催場所：教育委員会会議室

出席委員：知念春美教育長、大城進教育長職務代理者、平良明子委員、  
石川正信委員、普天間みゆき委員

## 出席職員

【教育部】教育部長 比嘉透、教育部次長 桃原忍子  
(総務課) 教育企画係長 城間香代子、教育企画係主事 宮竹紗弓

【指導部】指導部長 甲斐達二、指導部次長 崎間賢  
(指導部) 指導課長 玉城健蔵  
(学務課) 学務係長 普天間奈々、学務係主任主事 新垣麗奈

## 議事日程

議案第 1 号 宜野湾市立学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第 2 号 宜野湾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

## 報告事項

- ・宜野湾市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

○知念春美 教育長 皆様こんにちは。本日の出席委員は4名で定足数を達しております。ただ今から、平成31年第1回宜野湾市教育委員会定例会を開会いたします。本委員会で審議します案件は、2件となっております。本日の会議録署名人は、石川教育委員を指名したいと思います。よろしくお願ひいたします。前回の会議録につきましては、準備中のため、次回以降にご承認いただきたいと思います。それでは、審議に入ります前に教育長諸般の報告を行います。緑色の報告資料1頁をご覧ください。

---

(教育長諸般の報告) まず、12月22日(土)、「第28回宜野湾市招待ジュニアサッカー大会」で激励の挨拶をしてまいりました。1月4日(金)、「平成31年年始式」に出席。市長訓示がございました。8日(火)、「平成31年宜野湾市消防出初式」と、「2019年宜野湾市新春の集い」に、教育委員共々参加しました。11日(金)、「沖縄県市町村教育委員会連合会第3回理事会」で、那覇市に出席です。夜は市商工会の「平成31年会員交流新年会」に参加しております。13日(日)、「平成31年宜野湾市成人式」に教育委員共々出席しました。翌日14日(月)、「第23回真志喜中学校吹奏学部定期演奏会」に参加。15日(火)は、「嘉数中学校吹奏学部2018香港マーチングバンドフェスティバル受賞報告」の市長表敬に同席しました。嘉数中学校吹奏学部は、最優秀演奏賞、ドラムライン部門、ダンス部門、ブラスライン部門と、4つの賞を受賞しております。16日(水)、「第7回中頭地区定例教育長会」に出席。翌日17日(木)、中国廈門市に留学している宜野湾市海外留学生の帰国報告会に参加しました。1月19日(土)、「第42回宜野湾市交通安全キャンペーン市内一周駅伝大会」に参加です。ここで教育長賞を、嘉数中学校PTAに差し上げました。校長先生が勇退されるということで、子どもたちが横断幕を作って迎えていたあの光景が、非常に素晴らしかったと感動いたしました。翌日20日(日)、「沖縄県PTA連合会70周年記念第60回県PTA研究大会中頭大会」に参加いたしました。同日、夕方、宜野湾市婦人連合会「演芸のつどい」を鑑賞してまいりました。そして本日、「平成31年第1回定例教育委員会」となっております。以上が諸般の報告でございます。休憩します。

---

○知念春美 教育長 再開します。日程1議案第1号「宜野湾市立学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○甲斐達二 指導部長 それでは、議案書1頁をお開き下さい。

議案第1号 宜野湾市立学校管理規則の一部を改正する規則について

宜野湾市立学校管理規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及

び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成 31 年 1 月 21 日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び、学校保健法等の一部を改正する法律の改正に伴い、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

改正理由の 1 点目としまして、現在、運用されている「学校事務連携室」が、平成 29 年 4 月 1 日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 で「共同学校事務室」という名称で正式に位置付けられたことを受け、規則の一部を改正するものでございます。

2 点目は、学校保健法等の一部を改正する法律の改正により、学校保健と学校安全の一層の充実を図るため、学校保健法から学校保健安全法に改正がございました。旧学校保健法に基づき、各学校において計画策定されておりました「学校保健安全計画」は、法改正後、「学校保健計画」と「学校安全計画」をそれぞれ計画、策定することが義務付けられたことから、規則の一部を改正するものでございます。

それでは、宜野湾市立学校管理規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。改正内容の説明につきましては、別冊の新旧対照表をご準備お願いいたします。それでは、新旧対照表の 1 頁をお開き下さい。新旧対照表は左側が現行で、右が改正後の案となります。

まず、第 15 条「職員組織」の改正でございます。第 1 項の、改正前「事務主査、副主査、主任、事務主事、主事及び主事補」を置くとありますが、学校教育法第 37 条第 1 項において「事務職員を置かなければならない。」と定められているため、「事務職員」と字句を改めております。また、「司書教諭、司書」につきましては、各学校へ配置されているため、職員組織の条文に字句を加えてございます。

次に、同条第 2 項中、改正前の「事務長その他の職員」を改正後「事務長、助教諭、養護助教諭及び講師」とする字句の改めは、第 16 条「職員の服務」に規定を合わせ、「その他の職員」の字句を改めてございます。

次に、第 16 条第 11 号をご覧下さい。学校教育法第 37 条第 14 項の一部改正に伴い、事務職員の職務規定が見直されたことにより、改正前の「事務に従事する」を、改正後は「事務をつかさどる」に字句を改めております。

続きまして、第 40 条です。先ほども提案理由で申し上げましたが、学校保健法等の一部を改正する法律の改正に伴い、条見出しの「保健安全計画」を「学校保健計画書及び学校安全計画書」に字句を改めております。また、両計画書の提出時期につきましては、文科省通知により、「毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況を踏まえ、作成

されるべきもの」とあることから、同条中の「毎年2月末日までに、翌年度に係る」を「毎年度始めに」と字句を改めております。

次に、改正前の「保健安全」を改正後は「保健並びに安全」に、「学校保健安全計画書」を「学校保健計画書及び学校安全計画書」と字句を改めております。こちらも学校保健安全法の施行により、「学校保健計画」と「学校安全計画」をそれぞれ計画策定することが義務付けられたことによる字句の改めとなっております。

第42条をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、第47条の5において「共同学校事務室」が制度化されたことにより、第42条の見出し及び第1項から第3項までの「学校事務連携室」を「共同学校事務室」へ字句を改めております。

続きまして、議案書に戻って頂き、議案書2頁をお開き下さい。附則でございます。この規則は、平成31年4月1日から施行する。

以上、ご説明申し上げ、後にご質疑にお答えしたいと思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。普天間委員。

○普天間みゆき 委員 新旧対照表資料の第40条で質問です。学校保健安全計画書及び学校安全計画書の提出について、毎年2月末日までに翌年度に係る計画を提出するものとしていたのを、改正後は、毎年度始めに提出とされています。改正前の2月としていたのは、校長先生が入替わった時などを考えて、おそらく余裕を持って来年度のことを考えるためってということもあるのかなと思いました。それが今回の改正で、毎年度始め、となったことに、学校側ってすごい年度始めは忙しいイメージがありますが、2月から年度始めに移った理由は何でしょうか。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 お答えします。学校保健安全計画につきましては、学校経営計画に前年度作成したものが記載されておまして、年度が新しく代わっても、全く同じものが出ていました。学校保健計画に書かれているものが。ですから、それを一つにしたということで、時期が変わっても差し支えはないものと考えてございます。なお、両計画書の提出時期につきましては、文科省通知によって、「毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況を踏まえ、作成されるべきもの」という通知がございますので、それに従ったということも付け加えておきます。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 よろしく申し上げます。第16条第1項第11号の「事務に従事する」

を「事務をつかさどる」に、字句を改めた部分について質問です。共通確認も行いたいと思います。元々は、「つかさどる」というのは、校長や教頭に対して用いられ、非常に重々しい意味合いがありました。しかし、学校教育法の改正によって、教員に対しても「つかさどる」が使われるようになり、今回、さらに事務職員にも、裁量拡大の現状に合わせ、「従事する」から「つかさどる」に改められることになりました。その背景として、学校という組織運営体制を、現下の業務拡大の難しい状況の中で、学校全体で学校組織マネジメントを推進していく必要性、さらに学校だけでなく、専門家との連携、分担、そして地域の力を引き出していく、という連携協働としても、新しい学校の体制強化というのがあるわけです。その背景を、今回の改正からも読み取らなければならないと思うのですが、改めて「従事する」と「つかさどる」、言葉の重みとその意味を、ご説明頂きたいと思います。

○甲斐達二 指導部長 お答えします。今、大城委員のおっしゃったことと、意を同じくするものでございます。文科省から出されました学校における働き方改革特別部会の資料で、「学校組織運営体制のあり方に関する参考資料」というのがございます。その中に、「つかさどる」という表現を使ったことの意味について、記載があります。1点目は、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため。2点目は、事務職員がその専門性を活かして、学校の事務に対して一定の責任を持って自己の担任事項として処理し、より主体的、積極的に、とあります。大城委員がおっしゃった通り、校務運営に参画することが求められているということから、「つかさどる」と言葉を改めたと理解しております。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 そういう意味で引き続きお願いします。教員と事務職員含めて「教職員」となりますので、事務職員の皆さんに使命感というか、その学校運営に参加しているという意識を持たせ、高めていく必要がございます。教諭には、新しい時代の求める資質能力というものが求められてきています。教諭が職務に専念し、専門性を高めていくためにも、事務職員の力が必要になります。そういう面で、名称・表現等も改善し、その辺の配慮もしてあげて、協力を仰ぐ、そして一体となってやっていく、というかたちになると思いますので、基本的には、名前だけでなく、実際大きな役割がきちんとあります、ということも伝えて、これからの学校運営を総掛かりで進めていきたいと思っております。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。石川委員。

○石川正信 委員 先ほどの資料の改正ポイントで、「学校事務連携室」を「共同学校事務室」に改めるとあります。そこで本市も、共同学校事務室になるというわけで、事務

長を置くと規定の中でありませぬ。これまでも、事務長というのは前々からありますが、共同学校事務室設置後もその方が事務長ということになるんですか。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 事務長という言い方は、義務教育、小学校においては事務長という言い方はしてなくて、県立において事務長という言い方はしているかと思ひます。今まで行っていた共同実施、今度変わる名称が「共同学校事務室」となりますが、加配がおりまして、資料 17 頁に一覧を示しています。この中で中心になって連携、学校事務連携室、事務長という言い方をここでしていますが、その人たちが中心になってつかさどっています。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 石川委員の質問にも関連して、1 点お願いいたします。この事務長に対しては、特別にこういった役職に伴う役職手当等々、準備されていますでしょうか。その辺りご説明をお願いいたします。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 給与面で、これから進めていくということは聞いているところでございます。ただ、共同学校事務室として事務の連結の目標は、一緒に同じ地域で偏りがないように進めていく、各々、凸がないようにしていく、また学校参画の意識を高める、共同実施の意欲を高めるという理念でございます。権限はどんどん移行していくということですが、給与面については、まだ資料がなくてお答えできません。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。平良委員。

○平良明子 委員 「従事する」から「つかさどる」に表現が変わったという報告で、ご説明を聞いていて、例えば事務職員に対して、今回の改正で、何か影響と申しますか、この辺の仕事が増えるのかとか、具体的に変化があったりとか、何かそういうことは想定されたりしているんでしょうか。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 お答えします。事務職員としては、これは仕事が増えるのではなくて、より効率化されるという発想でよろしいかと思ひます。とても優秀な人がいたり、初任がいたり、臨任がいたり、そこを上手くやってみようということと、役割を学校、チーム学校として役割を果たして、その学校の運営に参画していこう、ということが大きなものだと思います。

○知念春美 教育長 よろしいでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「宜野湾市立学校管理規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程 1 議案第 1 号を終了いたします。休憩します。

---

○知念春美 教育長 再開します。続きまして、日程 2 議案第 2 号「宜野湾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○甲斐達二 指導部長 それでは、議案書 3 頁をお開き下さい。

議案第 2 号 宜野湾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

宜野湾市立幼稚園管理規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成 31 年 1 月 21 日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。学校保健法等の一部を改正する法律の改正に伴い、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

それでは、宜野湾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。先ほどご承認いただきました、議案第 1 号「学校管理規則の一部改正」の提案理由と同様でございます。学校保健法から学校保健安全法へ改正されたことに伴い、幼稚園管理規則の一部を改正するものでございます。

改正内容の説明につきましては、別冊の新旧対照表にてご説明いたします。それでは、新旧対照表の 3 頁をお開き下さい。新旧対照表は左側が現行で右側が改正案となります。

第 49 条をご覧ください。見出し中「保健安全計画」を「幼稚園保健計画書及び幼稚園安全計画書」に字句を改めております。同条中、「毎年 2 月末日までに、翌年度に係る」を、「毎年度始めに」と字句を改めております。次に、「保健安全」を「保健並びに安全」に関する事項に字句を改めております。次に、「幼稚園保健安全計画書」を「幼稚園保健計画書及び幼稚園安全計画書」と字句を改めております。続きまして、議案書に戻って頂き、4 頁をお開き下さい。

附則でございます。この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

以上、ご説明申し上げます。後にご質問にお答えしたいと思います。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○知念春美 教育長 では本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願い

いたします。大城委員。

○大城進 委員 安全計画書を、これまで一本化だったものを、それぞれ二つの文書に別々に分けたということですね。そこで、規定の中の「保健並びに安全に」という表現について、接続詞に「並びに」を使っていますね。しかし、その下の箇所では、「幼稚園保健計画書及び幼稚園安全計画書」とされており、接続詞が「並びに」と「及び」で表現を使い分けていますよね。この辺りはよろしいでしょうか。適切に法令用語が用いられているかという点についても踏まえ、ご説明をお願いいたします。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 お答えします。「並びに」と「及びに」の違いですが、県行政の文書規定等で参考に申し上げますと、「及び」というのは、同じものが並んでいる時に使います。AアンドBで、並列、そして並列する2つの語に、意味上の違いはない同列というわけです。ここで使われている「保健並びに安全」の「並び」を使った理由は、今回保健計画書と安全計画書は違うもの、学校保健法から学校保健安全法へ改正され、「保健安全計画」を「幼稚園保健計画書」と「幼稚園安全計画書」の二本に分けたことから、この並列は意味上の区別をつけ、同列の並びではないということで使っております。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 一方では「及び」を、もう一方では「並びに」を使っていたので、確認させて頂きました。配慮されていればよろしいのですが、行政事務表現的には、「及び」と「並びに」がニュアンスも用法も違います。文科省の法令等は、使い方や表現を明確に分けてあります。その辺りを踏まえられているかについて、確認いたしました。

○知念春美 教育長 崎間指導部次長。補足説明をお願いします。

○崎間賢 指導部次長 今、部長からも説明があったように、少し迷った部分もありましたが、この規則改正に伴って、例えば、「沖縄県立中学校管理規則」等も参考にさせていただきました。その規則の中でも、やはり「並びに」また「計画書及び」というような形で使われていたので、それに合わせたかたちで改正案を提案させて頂いたところがございます。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより宜野湾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。



○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程2議案第2号を終了いたします。

---

○知念春美 教育長 続きまして各部からの報告をお願いいたします。

---

教育部報告

- ・宜野湾市スポーツ推進審議会委員の委嘱について（経過報告）

指導部報告

特になし

---

知念春美 教育長 本日の会議はこれにて閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。